

熊本市令和7年8月大雨対応融資利子補給補助金交付要綱

制定 令和7年10月7日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、市内中小企業の振興を図るため、予算の範囲内において利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 熊本県中小企業融資制度要項（平成21年熊本県告示304号）第3条第1項第1号における熊本県金融円滑化特別資金のうち、「熊本県金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）」又は「熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠）」のうちセーフティネット第4号認定者（令和7年8月大雨分）」の貸付（以下「対象融資」という。）を令和7年9月17日から同年12月31日までの間に受けた者
- (2) 令和7年8月10日から本補助金の申込日において継続して市内で事業を営んでおり、次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 個人事業主においては、本市に住民登録していること。
 - イ 法人においては、本市に登記をしていること。
 - ウ 本市に住民登録がない個人事業主においては、確定申告書や営業許可証等により市内で事業を営んでいることが確認できること。
 - エ 本市に登記がない法人においては、本市の法人市民税の納税義務者であること。
- (3) 令和7年8月10日から大雨による事業所に係る被害について、熊本県内の市町村長が発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者
- (4) 他市町村で本要綱と同様の対象融資にかかる利子補給の制度による補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げるところにより決定する。

- (1) 前条に定める対象融資に係る毎年1月1日から同年12月31日までの間に支払った約定利子（延滞利息等約定償還日を超えたことにより支払うべき利息を除く。）の2分の1相当額とする。ただし、1円未満の端数が出る場合はこれを切り捨てとする。
- (2) 借換により既往債務返済額がある貸付については、貸付額から既往債務返済額を除いた割合を約定利子に乗じた相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度に、交付対象経費とする。
- (3) 利子補給交付対象者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、借受人が取扱金融機関から融資を受けた日から3年後の応当日の前日までを限度とする。

(交付の申込み)

第5条 申込者は、毎年2月末日までに熊本市令和7年8月大雨対応融資利子補給補助金交付申込書兼請求委任兼口座振込依頼書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 令和7年8月10日からの大雨による事業所に係る被害について、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書の写し
- (2) 金融機関が発行した対象融資に係る償還(返済)予定表の写し
- (3) 補助金の振込口座の通帳の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第1項の規定にかかわらず、2年目以降の交付申請において、第1項各号に掲げる書類に変更がない場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3 市長は、交付請求額の確認のため、取扱金融機関に対して、受取利子証明(明細)書発行依頼書(別記第2号様式)を送付するものとし、取扱金融機関は、当該依頼書に基づき、申込者から受け取った対象融資に係る受取利子について、受取利子証明(明細)書(別記第3号様式)を熊本市に対して提出するものとする。この場合において、各書類の提出期日は、事前に熊本市と取扱金融機関で協議を行った上で設定するものとする。

4 前項に規定する受取利子証明(明細)書(別記第3号様式)は、利子支払実績証明書(別記第4号様式)の提出をもって代えることができるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

(交付決定及び交付確定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定兼交付確定通知書(別記第5号様式)により申込者に通知する。

(暴力団員等の排除)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、申込者が熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げるもの(第11条第4号において「暴力団員等」という。)に該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第6条に規定する補助金の交付決定及び交付確定後、速やかに申込者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた借受人が補助金に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき。
- (3) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第11条 補助金の交付を受けた借受人は、第9条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた借受人の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた借受人が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月7日から施行し、令和7年9月17日から適用する。

熊本市令和 7 年 8 月大雨対応融資利子補給補助金
交付申込書兼請求委任兼口座振込依頼書

年 月 日

熊本市長 （宛）

(申込者)
郵便番号：
住 所：
商号又は名称：
代 表 者： 印

熊本市令和 7 年 8 月大雨対応融資利子補給補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 2 条の規定に基づき、本利子補給補助金（以下、「本補助金」という。）の対象となることから、下記事項について同意・誓約した上、要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、本補助金の交付を申し込むとともに、その支払いを請求します。

記

- ・本申込みは、要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定する対象融資に係るものに相違ありません。
- ・当社又は私は、対象融資の実行日から現在まで熊本市内で事業を営んでおり、要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する要件を満たします。
- ・当社又は私は、本申込みの補助対象期間において他市町村から同様の制度により補助金の交付を受けていないことを誓約します。また、熊本市が必要に応じ他市町村と補助金の申込み状況等について照会を行うことにあらかじめ同意します。
- ・当社又は私は、本申込みにおいて虚偽があった場合は、本補助金の支払いを中止され、交付を受けた本補助金を返還することに同意します。
- ・当社又は私は、熊本市より根拠資料の提出依頼があった場合は、速やかに提出に応じることに同意します。
- ・当社又は私は、本申込みにおける請求額については、次のいずれかの方法によることを承諾します。
 - (1) 要綱に基づき取扱金融機関が作成した受取利子額証明書に記載された額を基に熊本市が算出した額とするとともに、取扱金融機関が熊本市に対して受取利子額を証明することを承諾します。
 - (2) 利子支払実績証明書（別記第 4 号様式）を本申込書に添えて提出します。
- ・当社又は私は、暴力団等の反社会的な勢力には該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思が無いことを誓約します。反社会的な勢力に該当し、これらに反する行為をしたことが判明した場合は、何ら催告無く本補助金の支払いを中止され、交付を受けた本補助金を返還することに同意します。
- ・当社又は私は、本申込みを行うにあたり、本申込み及び本補助金の支払いに必要となる取扱金融機関が有する情報を、熊本市と取扱金融機関において情報共有をすることにあらかじめ同意します。
- ・熊本市が交付する本補助金の請求を熊本市商業金融課長に委任します。なお、本補助金の受領については、以下の口座名義人の預金口座への振込を依頼します。

【口座振込依頼書】 ※申込者と同一名義の振込口座を記載してください。

口座情報	金融機関名	支店名	口座種目	口座番号					
			普通 ・ 当座						
フリガナ									
口座名義									

【添付が必要な書類】・市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書の写し

- ・金融機関が発行した対象融資に係る償還（返済）予定表の写し
- ・上記に記載した振込口座の通帳の写し（表紙の次のページ）

申請者 連絡先	ご担当者氏名	
	ご 所 属	
	電 話 番 号	

※平日 9 時から 17 時に連絡可能な電話番号をご記入願います。

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

発第 号
年 月 日

金融機関名
代 表 者 様

熊本市長

熊本県金融円滑化特別資金（令和 7 年 8 月大雨枠）及び
熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和 7 年 8 月大雨分）
に係る受取利子証明（明細）書発行依頼書

貴金融機関における令和 年 1 月 1 日から令和 年 1 2 月 3 1 日までの熊本県金融
円滑化特別資金（令和 7 年 8 月大雨枠）及び熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット
保証対応枠（令和 7 年 8 月大雨分）に係る受取利子の額について証明願います。

記

1 （別紙）対象者一覧表

別記第3号様式（第5条関係）

年 月 日

熊本市長 （宛）

金融機関名
代 表 者 印

熊本県金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）及び
熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和7年8月大雨分）
に係る受取利子証明（明細）書

令和 年1月1日から令和 年12月31日までの熊本県金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠) 及び熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和7年8月大雨分）に係る受取利子証明（明細）書発行依頼書における受取利子の額を、下記のとおり証明します。

記

1 （別紙）受取利子額一覧表

令和7年8月大雨

年 月 日

様

所在地 _____

金融機関
(支店名) _____ 印

利子支払実績証明書

令和7年8月大雨対応融資利子補給要綱に基づき借入金の支払利子について下記のとおり
証明します。

記

1. 借受人 住所(所在地)

氏名(法人名)
2. 融資制度名 熊本県金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)
(該当に○) 熊本県金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和7年8月大雨分))
3. 借入金額 _____ 円(年利 _____ %)
4. 借入期間 _____ か月(うち据置 _____ か月)

年 月 日 ~ 年 月 日
5. 証明期間 年 月 日 ~ 年 月 日
6. 支払利子額 _____ 円

(内訳) (単位:円)

借入残高	償還額	償還日	日数	約定利息額	備考(延滞利息)
計					

* 延滞利息がある場合は、約定利息額とは別に備考欄にご記入ください。

発第 年 月 日
号

住所

事業者名

代 表 者

様

熊本市長

熊本市令和7年8月大雨対応融資利子補給補助金
交付決定兼交付確定通知書

熊本市令和7年8月大雨対応融資利子補給補助金交付要綱第6条の規定に基づき、利子補給補助金の交付を決定し、また確定しましたので、下記のとおり通知します。

なお、利子補給補助金は、交付申込書兼請求委任兼口座振込依頼書に指定された口座に送金致しますので、併せて通知します。

記

- 1 利子補給補助金交付決定兼交付確定額 金 円
- 2 市長は、補助金の交付を受けた借受人が補助金に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 熊本市令和7年8月大雨対応融資利子補給要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき。
 - (3) 暴力団員等に該当することが判明したとき。
- 3 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 3 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等交付を一時停止することがある。
- 4 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 5 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。